

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第43号

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当規則（平成15年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「を本務として行う当該職員の業務」を削り、同項第4号を次のように改める。

- (4) 保育園において保育士、保育員、保健師、看護師又は准看護師が行う障害児の保育又は看護の業務

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。